

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

今日、まちづくりにおいて様々な施策に男女共同参画の視点を反映させていくことは、 分野を問わず共有すべき公共的価値となっており、全世界的に「男女が均等に政治的、経 済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」、 いわゆる男女共同参画社会の実現がめざされています。

一方、まちづくりの観点でみると、21世紀を迎え地方分権化が進む中、地域の特性を活かした活力あふれるまちづくりが求められています。私たちを取り巻く社会には、「少子・高齢化」、「情報化」、「国際化」、「経済」、「環境」など様々な課題が山積しており、それら課題に対応しつつ、名護市のまちづくりを行うには、これまでの行政主導型では限界があります。行政と地域コミュニティや住民、事業所が互いに役割を分担しあう横断的、総合的なまちづくりが必要とされています。

名護市においては、男女共同参画のまちづくりを進めるため、平成 15 年度に『名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン』、平成 24 年 4 月には、市民の共通の目標となる『名護市男女共同参画推進条例』を施行しております。平成 25 年度には平成 15 年度に策定した『名護市男女共同参画計画あい・愛プラン』の計画期間満了に伴い、『第 2 次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン』を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた考え方と各種施策を位置づけるとともに、計画に基づき、市民への啓発活動や女性フォーラムの実施、女性史展の開催など、市民との協働により男女共同参画社会の実現に向けた各種施策の実施に取り組んでいます。

今後、住民主体のもと、活力あるまちづくりを展開していくためには、まず、社会を構成する女性と男性が互いに人権を尊重しあいながら、責任もそれぞれ分かち合い、一人ひとりの個性と能力をのびのびと発揮できる地域をつくることが重要です。そうした社会こそが男女共同参画社会であり、まちづくりの「根底」といえるでしょう。

そうした中、2014(平成26)年3月に策定した『第2次名護市男女共同参画計画 あい・ 愛プラン』の前期計画(5年間)が経過したことから、近年の男女共同参画社会関連対策 の動向等を考慮し、改定版を作成いたしました。



(1) 国連の動き

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、1945 年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946 年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取組みが進められました。また、国連は、1975 年に「国際婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等、女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1985年にはナイロビで「第3回世界婦人会議」が開催され、1995(平成7)年には北京で「第4回世界女性会議」が開催されています。これらの取組みにより、フェミニズム論の前進と同時に、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

2000 (平成 12) 年には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

2005 (平成 17) 年には国連「北京+10」閣僚級会合、2010 (平成 22) 年には国連「北京+15」、2015 (平成 27) 年には国連「北京+20」記念会合が開催され、『北京行動綱領』の成果と課題について議論が重ねられてきました。

2011 (平成 23) 年には、女性と女児の権利を促進するため、国連の助成に関する4つの機関(国連女性開発基金 (UNIFEM)、女性の地位向上部 (DAW)、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室 (OSAGI)、国際婦人調査訓練研修所 (UN-INSTRAW))を統合した国連機関「UN Women」が発足されました。

2012 (平成24) 年の第56回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー 平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されています。

2015 (平成 27) 年の国連サミットでは、「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」が採択されました。17の目標と169のターゲットで構成され、2030年までに達成することを目指しています。大きな目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。

2017 (平成 29) 年、イタリアのタオルミーナで開催された先進国首脳会議 (G7) では、「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG 7 ロードマップ」が採択され、①女性の参画拡大及び全ての段階での平等な機会及び公正な選考過程の促進、②働きがいのある人間らしい質の高い仕事への女性のアクセスの基盤強化、③生涯を通じた女性及び女児に対する暴力の排除の三つの柱が示されました。

※フェミニズム : 男女同権を実現し、性差別のない社会をめざして、女性の社会的・政治的・経済的地位の 向上と性差別を払拭する思想のことです。

※エンパワーメント:「力をつけること」の意で、誰もが潜在的に持っている能力や個性を高め、政治、経済、 社会、家庭など社会のあらゆる分野で発揮できる存在になることを言います。

※ジェンダー: 生まれついての生物学的性別(セックス/sex)に対し、「社会的・文化的に形成された性別」 のことをジェンダー(gender)と言います。

(2)日本の動き

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、1977 年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」(1987年)、「男女共同参画 2000 年プラン」(1996年)等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」(2000年)や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」(2000年)等が示されるとともに、国連特別総会「女性 2000年会議」の成果を踏まえ、2000年には「男女共同参画基本計画(第1次)」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

また、この間、法制度的にも「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃 条約」の批准により大きく前進し、1999年には「男女共同参画社会基本法」、2001年には 「DV (ドメスティック・バイオレンス) 防止法」が施行されました。

2015 (平成 27) 年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、国や地方公共団体及び一定規模以上の民間事業主には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付づけられました。

同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、第3次計画で示された15 の政策分野の見直しを行うとともに分野の整理・統合を図り、"男性中心型労働慣行等の 変革と女性の活躍"等を加えた12の政策分野が示されました。

2018 (平成 30) 年 5 月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、①選挙で男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す、②男女が個性と能力を十分に発揮できる、③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを基本原則に掲げています。

(3)沖縄県の動き

沖縄県においても、1984(昭和 59)年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、その後、1993(平成 5)年「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」、1998(平成 10)年「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画(改定)」、2002(平成 14)年「沖縄県男女共同参画計画 ~DEIGO プラン~」と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。また、2003(平成 15)年には、「沖縄県男女共同参画推進条例」の制定を行っています。加えて、2007(平成 19)年には、先の条例に基づく計画として「沖縄県男女共同参画計画(後期)」を策定し、「男女共同参画についての正しい理解と学習の充実」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援」「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」「女性のチャレンジ支援」「家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し」の5つを重点項目として掲げています。

2012 (平成 24) 年「**第4**次沖縄県男女共同参画計画~DEIGO プラン~」を策定し、2017 (平成 29) 年に策定された「**第5**次沖縄県男女共同参画計画~DEIGO プラン~」においては、女性活躍推進法に基づく推進計画や子どもの貧困対策等が新たな視点として位置づけられました。

(4) 名護市の動き

名護市においては、平成13年度調査(市民意識調査)、平成14年度調査(基礎調査及び基本方針案づくり)を踏まえ、平成15年度に『名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン』を策定しました。平成25年度には計画期間満了を迎え、平成25年度調査(市民・事業所意識調査)を踏まえ、同年『第2次名護市男女共同参画計画あい・愛プラン』を策定し、男女共同参画のまちづくりを進めるための各種施策の推進に取り組んできました。

平成24年4月には、市民の共通の目標となる『名護市男女共同参画推進条例』を施行し、 その周知に取り組んでいます。そうした中、"男女共同参画によるまちづくり"や市民の意 識改革が一定程度進んでいる状況にあります。

平成 28 年 3 月、女性活躍推進法に基づき、「名護市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」が策定されました。これにより、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事を担当する部署において計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、ホームページで公表しております。

また、第2次名護市男女共同参画計画にて施策に掲げていた「男女混合名簿の導入」について、平成30年4月より市内全ての小中学校において導入され、目標が達成されました。



2. 計画の性格

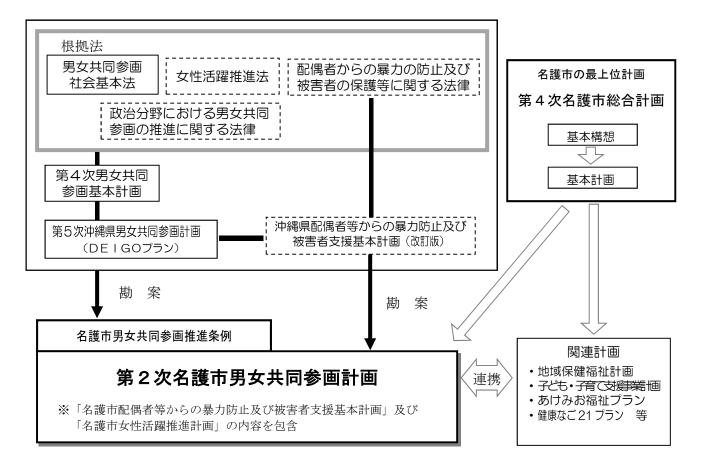
この計画は、次のような性格を持っています。

- ○「名護市男女共同参画推進条例」第13条、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づく男女共同参画推進のための総合的な計画であり、男女共同参画社会を実現するための市の考え方や施策を明らかにするものです。
- ○男女共同参画社会に関して、市民並びに事業所・団体等に対し、市政の方向性を理解してもらうとともに、家庭・地域・職場に期待する取組みを示し、行政、市民等がそれぞれの立場で役割を担いながら、男女共同参画に向けた取組みを活性化させるものです。
- ○平成26年3月に策定された「第2次名護市男女共同参画計画 あい・愛プラン」の後期 計画です。
- ○本市の最上位計画である「第4次名護市総合計画」を踏まえて策定した男女共同参画に 関する部門別計画であり、他の部門別計画と連携を図りながら推進していくものです。
- ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する市町村計画の策定が努力義務とされたことから、「名護市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての内容を包含した計画です。
- ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項において、女性の職業生活における活躍の推進に関する市町村推進計画の策定が努力 義務とされたことから、「名護市女性活躍推進計画」としての内容を包含した計画です。



3. 計画の位置づけ

【第2次名護市男女共同参画計画と法及び上位・関連計画との関係】



4. 計画の期間

第2次計画の計画期間は、2014 (平成26) 年度から、2023 (令和5) 年度までの10年間 とします。

2019 (令和元) 年度に、関連する法制度の改正や社会情勢の変化等を勘案し見直しを行いました。

推進期間については、前期・後期に区分します。

前期 : 2014 (平成 26) 年度から、2019 (令和元) 年度の6年間とします。 後期 : 2020 (令和2) 年度から、2023 (令和5) 年度の4年間とします。